

JIS

電動アシスト自転車

JIS D 9115 : 2026

(JBPI/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.9.24 改正：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL 072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 構成及び部品	4
5 安全性（性能，構造及び形状・寸法を含む）	4
5.1 一般	4
5.2 制動装置	4
5.3 操だ（舵）装置	4
5.4 車体部	5
5.5 走行装置	5
5.6 駆動装置	5
5.7 座席装置	5
5.8 保護装置	5
5.9 停立装置	5
5.10 積載装置	5
5.11 照明装置及びリフレックスリフレクター	5
5.12 警音装置	5
5.13 附属部品（錠）	5
5.14 駆動補助装置	6
5.15 組電池	6
5.16 充電器	7
6 製品の設計における要求事項	7
7 外観	7
8 試験方法	7
8.1 組電池式ライトの点灯持続時間及び光度	7
8.2 駆動補助装置の強度試験	7
8.3 耐振性試験	8
9 検査	8
10 表示	8
11 取扱説明書	8
附属書 A（規定）人の力を補う原動機の基準	10
附属書 B（規定）原動機の基準の細目及び時間応答性の基準	11
附属書 C（規定）製品の設計における要求事項	16
附属書 D（規定）一充電当たりの走行距離の測定・表示方法	20
解 説	30

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS D 9115:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電動アシスト自転車

Electric power assisted bicycles

序文

現在、電動アシスト自転車は、国・地域ごとに機能・構造・性能が大きく異なる製品が存在している。この規格は、我が国における“電動アシスト自転車”の安全性及び利便性の確保を図るため、安全要求事項、試験方法、設計における要求事項などを標準化することによって、利害関係者の相互理解を深めることを目的として改正した日本産業規格である。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111 の規定で分類される駆動補助装置付きのシティー車、スポーティー車、実用車のうち、表 1 の主要寸法に適合するものについて規定する。

表 1 駆動補助装置付きの各車種の主要寸法

車種		スポーティー車	シティー車	実用車
サドル最大高さ	mm	635 以上 1 100 以下		
自転車の長さ	mm	1 900 以下		
自転車の幅	mm	600 以下		
ハンドルの幅	mm	350 以上 600 以下		
車輪の径の呼び		12.5 以上 28 以下		

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 8702-1 小形制御弁式鉛蓄電池－第 1 部：一般要求事項、機能特性及び試験方法

JIS C 8702-3 小形制御弁式鉛蓄電池－第 3 部：電気機器への使用に際しての安全性

JIS C 9335-1 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 1 部：通則

JIS C 9335-2-29 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-29 部：バッテリーチャージャの個別要求事項

JIS C 9502 自転車用灯火装置

JIS C 60050-161 EMC に関する IEV 用語

JIS C 60529 電気機械器具の外郭による保護等級（IP コード）

JIS C 62133-2 ポータブル機器用二次電池の安全性－第 2 部：リチウム二次電池